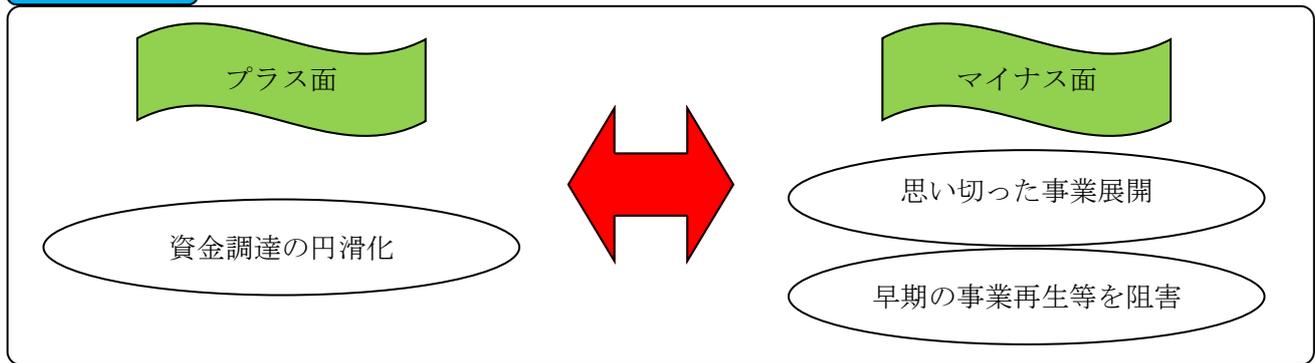


「経営者保証に関するガイドライン」という言葉を耳にしたことはありますか？

このガイドラインは、下記のような経営者保証における保証契約時や履行時における様々な課題を解消し、中小企業の活力を引き出すため、中小企業、経営者、金融機関共通の自主的なルールとして策定されたガイドラインです。

経営者保証



金融庁では、このガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であると考え、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を促しています。これを受けて、金融庁は民間の金融機関（559機関）における活用実績[平成27年4月1日～平成28年3月31日]を取りまとめ公表しました。

その内容を下に表でまとめました。

「経営者保証に関するガイドライン」を利用した融資件数		平成27年4月 ～平成28年3月
①	新規に無保証で融資した件数(※1)	415,990件
②	経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	399件
③	新規融資件数	3,565,697件
④	(①+②) / ③	約12%

(※1)ABL（売掛金や棚卸資産に担保設定することで、無担保融資を受ける方法）で受けた融資は除く

(※2)停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLを指す

このガイドラインを利用した融資のうち、約12%程度が無保証もしくはそれに近い条件で融資を受けていることが分かります。当然のことながら、確実に無保証になるということではありませんが、保証料の減額等につながる可能性もあります。

この制度の詳細は、中小企業庁のホームページにも記載がありますので、ご興味がある方はぜひご参照ください。